



## ～強まる社会保険加未入事業所への圧力！～ 不動産業界にも国交省から文書

今年は、新規で社会保険に加入する事業所が増えました。2年ほど前は、トラック運送業の会社に社会保険加入の説明に行っても、従業員の反対で手続きができないことがありましたが、今では運送業界における社会保険加入は当たり前となり、建設業については、現場に入るために社会保険加入が必須要件となっています。

しかし加入すべき従業員が全員加入しているかというが大変不十分です。適用事業所を増やすことに重点が置かれ、社長や一部の人のみだけ社会保険に加入しているところはまだ多く見られるのです。これは企業にとって極めて危険です。法律上、年金事務所は2年間さかのぼって保険料を徴収できます。社会保険料は労使合わせると給料の約30%です。社会保険未加入の従業員がいる事業所は大変な隠れ債務を持っていることになります。早急に加入すべき人は加入するなどの対応が必要です。

また、建設業、運送業だけではなく、最近は国交省から不動産業を営んでいる事業所について「社会保険の加入手続きを行っていない事業所が見られる」として不動産協会に文書が送られました。

### 社会保険の仕組みを知らないばかりに損することが無いように！

中小企業の経営を一番圧迫しているのが社会保険料です。社会保険についての関心は非常に高く、当事務所のユーチューブアクセスも急増しています。社会保険のメリットは沢山あります。厚生年金の給付が増える、私傷病欠勤時には健康保険からの給付が受けられる、扶養家族が何人いても保険料は変わらない等々…。何よりも、社会保険に加入していない事業所には若い人が来ません！

## 平成 30 年 4 月！無期転換ルール、始まります！

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。そのため、平成30年4月より、無期労働契約への申込権が本格的に発生します。

無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。**無期転換後、賃金や定年等について、有期契約労働者に通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合は、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要**があります。

就業規則の作成・改訂は、当事務所へお気軽にご相談ください。

## 平成 30 年～給与の源泉徴収が変わります！

平成 30 年分の給与から、配偶者控除に関する毎月の源泉徴収事務が変わります！

### (変更前)

配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(合計給与収入 103 万円)であれば、従業員本人の所得に関係なく、毎月の源泉徴収の際に配偶者控除

### (変更後)

従業員本人の合計所得金額が 900 万円以下(給与収入 1,120 万円以下)で、**かつ**  
配偶者の合計所得金額が 85 万円以下(給与収入が 150 万円以下)であること

と、本人の収入要件が加味され、毎月の源泉徴収の際に配偶者控除(「**控除対象配偶者**」)  
上記の「控除対象配偶者」に該当しない場合でも、年末調整や確定申告の際に、「配偶者控除」が適用され精算されることとなります。適用対象者は、前年の所得から見積もって判断します。給与計算システムをお使いの場合は、システム会社にもご確認ください。

※その他税法改正事項については、お近くの税務署や担当の税理士にご確認ください。

## 日本年金機構のマイナンバーの取扱い

日本年金機構では、平成 29 年 1 月からマイナンバーによる年金相談・照会を受け付けることが可能となりましたが、社会保険の適用事業所に勤める被保険者とその被扶養者についてはマイナンバーの提出を義務化していませんでした。しかし、この度ついに社会保険の適用関係における運用が始まることになり、**各年金事務所がマイナンバー等確認リストを管轄の事務所宛に順次発送**を開始しました。(対象者は、住基ネットでマイナンバーを確認できなかった方です。)

当事務所の顧問先様におかれましても、マイナンバー等確認リストがお手元に届いた場合は、お手数ですが同封の返信用封筒にて日本年金機構への報告をお願いいたします。

尚、当事務所へは、適時必要に応じて(資格取得時や被扶養者追加の際)、ご報告いただければ結構です。

## 平成 30 年 4 月 1 日～障害者の法定雇用率が引き上げに！

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。(「**障害者雇用率制度**」)

この法定雇用率が、平成 30 年 4 月 1 日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

今回の法定雇用率の変更に伴い、**従業員 45.5 人以上**(現行は 50 人以上)の民間企業の事業主に、**障害者を雇用する義務**が発生します。

曾我事務所の年末年始のお休みは・・・  
12月29日(金)～1月3日(水)です

